

壮警町告示第 29 号

令和 2 年壮警町議会第 3 回臨時会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 4 月 23 日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和 2 年 4 月 30 日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 専決処分の承認を求めることについて
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定について
- (6) 壮警町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 令和 2 年度壮警町一般会計補正予算（第 1 号）について
- (8) 令和 2 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○応招議員（9名）

1番 菊 地 敏 法 君
3番 佐 藤 忖 君
5番 山 本 勲 君
7番 毛 利 爾 君
9番 長 内 伸 一 君

2番 松 本 勉 君
4番 加 藤 正 志 君
6番 真 鍋 盛 男 君
8番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和２年壮瞥町議会第３回臨時会会議録

○議事日程（第１号）

令和２年４月３０日（木曜日） 午前１０時００分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 議案第２９号ないし議案第３６号について

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会 計 管 理 者	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
産業振興課長	木 下 薫 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	庵 匡 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和２年壮瞥町議会第３回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
１番 菊地敏法君 ２番 松本 勉君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。

◎議案第２９号ないし議案第３６号

○議長（長内伸一君） 日程第３、議案第２９号ないし議案第３６号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和２年第３回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙のところご出席を賜り、お礼を申し上げます。

本日提案する議件のうち議案第３３号から議案第３６号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関するものであります。今回の事態は、これまで経験したことのない極めて異例な危機であり、第１回定例会以降の町の対応と今後の基本的な考え方について冒頭私からご説明申し上げます。

議員各位ご承知のとおり、国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月7日、政府は緊急事態宣言を発出し、町では同日壮瞥町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。本町では、学校の休業や行動自粛要請に町民の皆様のご理解とご協力が得られていることなどから、現段階で感染者は確認されておりませんが、感染症蔓延防止対策により町民生活や観光業、飲食業等を中心に甚大な影響を受けております。町では、これまで情報の収集と関係機関との連携強化、町内事業者等の影響の的確な把握と支援制度の紹介、国会議員や北海道への要望活動、町職員等による弁当購入奨励で飲食業支援などを実施してまいりました。こうした取組に加え、深刻な影響を受けている事業者や町民の皆様を対象に緊急対策として町の単独事業で総額1億円をめどに生活支援緊急経済対策を実施することとし、その第1弾の対策につきましては議案第35号の一般会計補正予算で提案しております。厳しい財政状況ではございますが、これまで経験したことのない重大な難局を町民の皆様と共に目的と心をつ一つにして乗り越えていく所存でございますので、議員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

本臨時会に提案いたします議件の大要につきましては副町長からご説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、引き続き提案理由の説明をさせていただきます。

令和2年第3回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第29号から議案第36号までの合計8件であります。その内容についてご説明させていただきます。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

専決処分の日付は、令和2年3月31日となります。

壮瞥町税条例等の一部を改正する条例についてであります。本件は地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、改正するものであります。

その内容であります。改正の及ぶ事項が広範囲にわたりますので、概略をかいつまんで説明させていただきます。

初めに、第1条では未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦等控除の見直しを規定するとともに、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大等、さらにはたばこの課税方式の見直し、特別土地保有税の納税義務者等、それから肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例期限の延長等について条文や引用条文の改正及び文言の整理

等を行うものであります。

次に、第2条では法人税に係る連結納税制度の見直しに伴う条文の改正や文言の整理等を行うほか、第3条では平成31年3月に制定した壮瞥町税条例等の一部を改正する条例の内容の一部について条文の整理等をしたものであります。

また、改正条例の附則では、施行期日について個別に施行日を規定するものを除き令和2年4月1日からの施行とするとともに、延滞金や町民税、固定資産税、町たばこ税に関する経過措置等を規定しております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

専決処分の日付は、令和2年3月31日となります。

壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本件は介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所得の少ない者に対する保険料軽減に関する所要の改正を行うものであり、保険料段階の第1段階については2万7,300円を2万2,000円に、第2段階については4万1,200円を3万6,600円に、第3段階については5万3,000円を5万1,300円に改めるものであります。

また、附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行することとし、令和元年度以前の年度分の保険料については、従前の例によることとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）について。

令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額41億1,972万5,000円から歳入歳出それぞれ1,958万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億13万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

専決処分の日付は、令和2年3月31日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。28ページになります。総務費、財政費、地域振興基金費で300万円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、令和2年3月末に町道維持管理事業に役立てるよう指定寄附金をいただきましたが、令和2年度に実施する該当事業に繰り入れて執行するため、一旦当該基金に積み立てるものであります。

ふるさと応援基金費では10万4,000円の追加となります。令和元年度のふるさと応援寄附金の実績額の確定による積立額の整理であります。

企画費、企画費で263万6,000円の減額となります。企画調整用務経費になりますが、ケミヤルヴィ雪合戦第25回記念大会派遣に係る経費であります。その内訳ですが、手数料で5万6,000円の追加、筆耕翻訳料で77万円の減額、保険料で5万円の減額、ケミヤルヴィ雪合戦第25回記念大会派遣委託料で197万2,000円の減額であります。令和2年3月26日から31日の日程で予定していたケミヤルヴィ雪合戦第25回記念大会への派遣について、新型コロナウイルス感染症の感染事例が国内外に拡大する状況を勘案して派遣を中止したもので、これに伴い発生した旅行会社や現地通訳者に係る取消し料の支払いを整理し、その残額を減額するものであります。また、ふるさと納税事業になりますが、10万円の追加となります。令和元年度のふるさと応援寄附金の実績額の確定による手数料の追加であります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で297万8,000円の減額となります。プレミアム付商品券事業になりますが、プレミアム付商品券の補助額が77万2,000円で確定したことにより予算額375万円との差額を整理するものであります。

児童福祉費、児童措置費で12万円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策としてマスクや消毒液の購入に要する経費が国費事業の交付対象に追加となったことによるものであります。

29ページになります。衛生費、保健衛生費、予防費では、未熟児養育医療の給付に係る国負担分の交付が次年度に変更となったため、国庫支出金32万円について財源区分を変更するものであります。

また、廃止鉱山鉱害防止費では704万円の減額となります。幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務委託料になりますが、実績による整理であります。

清掃費、じんかい処理費で322万円の減額となります。西いぶり広域連合負担金になりますが、実績による整理となります。

農林水産業費、農業費、農地費で338万7,000円の減額となります。農地一般事業の修繕料で216万円の減額となります。幸内地区川本地先農業用排水路改修工に係る執行残等の整理であります。また、道道滝之町伊達線支障物件移設工事では122万7,000円の減額

となります。道道滝之町伊達線の当該箇所に係る工事が令和２年度に変更になったため、減額するものであります。

公債費、公債費、利子で 355 万 1,000 円の減額となります。町債利子償還になりますが、利率の見直しに伴う利子の減によるものであります。

給与費、給与費、給与費では、電源立地地域対策交付金の増額に伴う財源の変更となります。

25 ページになります。歳入では、町税、町民税、個人で 320 万円、法人で 280 万円の追加となります。固定資産税で 1,540 万円の追加となります。

町たばこ税で 120 万円の減額となります。

入湯税で 630 万円の減額となります。いずれも実績による整理になります。

地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税で 54 万 8,000 円の減額、自動車重量譲与税、自動車重量譲与税で 281 万 7,000 円の追加となります。いずれも実績による整理になります。

26 ページになります。地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金で 551 万 3,000 円の減額となります。実績による整理となります。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、自動車取得税交付金で 109 万 3,000 円の追加となります。実績による整理となります。

地方特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金、子ども・子育て支援臨時交付金で 446 万 2,000 円の追加となります。保育料の無償化に伴う国の臨時交付金の追加であります。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で 2,372 万円の減額となります。特別交付税の交付額が 1 億 7,628 万円で確定したことによる整理であります。なお、この特別交付税の確定額は前年に比べて 588 万 5,000 円減となっております。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費負担金で 32 万円の減額となります。未熟児養育医療費負担金になりますが、未熟児養育医療の給付に係る国庫支出金の交付が次年度に変更となったため、減額するものであります。

国庫補助金、民生費補助金で 285 万 8,000 円の減額となります。子ども・子育て支援交付金で 12 万円の追加となります。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、マスクや消毒液の購入に要する経費について国庫補助金の追加交付があったものであります。また、プレミアム付商品券事業費補助金で 297 万 8,000 円の減額となります。プレミアム付商品券事業費補助金の額が確定したことによる整理であります。

27 ページになります。道支出金、道補助金、総務費補助金で 59 万 7,000 円の追加となります。電源立地地域対策交付金の実績による整理となります。

農林水産業費補助金では 108 万円の減額となります。幸内地区川本地先農業用排水路改修に係る地域づくり総合交付金の執行残の整理であります。

委託金、衛生費委託金で 704 万円の減額となります。幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務委託金の実績による整理であります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 320 万 4,000 円の追加となります。ふるさと応援寄附金で 20 万 4,000 円となります。実績に応じて増額するものであります。また、地域振興に対する指定寄附金については、町道維持管理事業に役立てる目的で 300 万円の指定寄附をいただいたものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 331 万 8,000 円の減額となります。

諸収入、雑入、雑入で 116 万 4,000 円の減額となります。道道滝之町伊達線支障物件移設補償費になりますが、道道滝之町伊達線の当該箇所に係る工事が令和 2 年度に変更になったため、減額するものであります。

19 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略いたします。

22 ページになります。第 2 表、繰越明許費であります、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告するものであります。

総務費、総務管理費、旧久保内中学校グラウンドバックネットほか撤去事業で、金額 412 万 5,000 円となります。当該事業につきましては、事業発注が令和元年度末となり、当該年度内に事業を完了することが時間的にできないことから、繰越額の範囲内で令和 2 年度に使用する歳出予算経費として繰越しを行ったものであります。

民生費、児童福祉費、子ども・子育て支援交付金事業で 12 万円となります。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に係るマスクや消毒液の購入に要する経費であります、国庫補助金の追加交付が令和元年度末になり、当該年度内に事業を完了することが時間的にできないことから、繰越額の範囲内で令和 2 年度に使用する歳出予算経費として繰越しを行ったものであります。

議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和元年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和元年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 4,814 万円に歳入歳出それぞれ 15 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,829 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 2 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。35 ページになります。納付金、後期高齢者医療納

付金、後期高齢者医療納付金で 15 万円の追加となります。保険料等負担金の実績による整理となります。

歳入では、保険料、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料で 15 万円の追加となります。特別徴収保険料の実績による整理となります。

32 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 33 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定についてであります。本件は新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる国民健康保険被保険者の傷病手当金の支給に関し、壮瞥町国民健康保険条例の臨時特例を定めるものであります。

その内容についてであります。初めに第 1 条ではその目的について規定し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に壮瞥町国民健康保険条例の特例を定めることとしております。

次に、第 2 条では支給のための要件や支給額の算定、支給期間等について規定しております。

また、附則では、施行期日について公布の日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用することとし、9 月 30 日をもって効力を失効することなどを規定しております。

議案第 34 号 壮瞥町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

壮瞥町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる被保険者の傷病手当金の支給に係る改正が行われたことから、壮瞥町後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行うものであります。

その内容についてであります。壮瞥町後期高齢者医療に関する条例第 2 条に規定する本町において行う事務に北海道後期高齢者医療広域連合の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものであります。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 35 号 令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）について。

令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 35 億 6,500 万円に歳入歳出それぞれ 2 億 9,536 万

8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 6,036 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。46 ページになります。総務費、総務管理費、諸費で 23 万円の追加となります。諸費一般管理事業になりますが、当初予算において本年度分の全国町村会総合賠償補償保険料の計上漏れがあったものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 108 万円の追加となります。新規就農支援対策事業になりますが、令和 2 年 3 月に開催した壮瞥町就農支援協議会、就農者認定審査会で就農計画を審査し、認定した新規就農者について、壮瞥町就農者支援措置に関する条例に基づき月額 8 万円の研修費用を貸し付けるとともに、研修を指導する農家に対し月額 1 万円の謝金を支払うものであります。

47 ページになります。新型コロナウイルス感染症対策としてこのたび新設した款 15 になります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 763 万 6,000 円の計上となります。感染症防止緊急対策事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に目的の一つにして取り組むため、役場、学校、保育施設等のマスクや消毒液等の衛生資材の整備に要する経費として消耗品費や備品購入費で 523 万 6,000 円、町内の医療機関や老人介護施設等の衛生資材等購入費補助金 240 万円を措置するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症経済対策費で 2 億 8,642 万 2,000 円の計上となります。初めに、特別定額給付金給付事業になりますが、当該事業は国の緊急経済対策の特別定額給付金で、事業を円滑かつ迅速に推進するための会計年度任用職員報酬や時間外勤務手当、消耗品費、通信運搬費、手数料のほか、システム改修に係る西いぶり広域連合負担金といった事務的経費 1,174 万 4,000 円、給付対象者 1 人につき 10 万円を給付する特別定額給付金 2 億 5,000 万円を措置するものであります。次に、子育て世代への臨時特別給付金給付事業で 267 万 8,000 円の計上となります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するものでありますが、事業の実施に必要なシステム改修に係る西いぶり広域連合負担金 7 万 8,000 円、児童手当を受給する世帯に対し対象児童 1 人につき 1 万円を給付する臨時特別給付金 260 万円を措置するものであります。さらに、商工業振興緊急対策事業で 2,200 万円の計上となります。当該事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の事業者が目的の一つにして緊急的かつ迅速な感染拡大防止対策及び経済対策を実施するため、町商工会に補助金を交付し、組織力の向上や会員等の事業継続と経営安定を図るものであります。

45 ページになりますが、歳入では、国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で 2 億 6,442 万 2,000 円の追加となります。その内訳になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するための子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

費補助金で 260 万円、その事務的経費に係る子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金で 7 万 8,000 円となります。また、給付対象者 1 人につき 10 万円を給付する特別定額給付金給付事業費補助金で 2 億 5,000 万円、その事務的経費に係る特別定額給付金給付事務費補助金で 1,174 万 4,000 円となります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 3,094 万 6,000 円となります。

48 ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

42 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略させていただきます。

議案第 36 号 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 6,380 万円に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,480 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。55 ページになります。保険給付費、傷病手当金、傷病手当金で 100 万円の計上となります。国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどして療養のために仕事を休んだ場合に支給する傷病手当金になります。

歳入では、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 100 万円となります。

52 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略させていただきます。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお、一部説明のときに大変失礼なことしまして、申し訳ございません。

〔何事か言う人あり〕

○副町長（黒崎嘉方君） すみません。大変失礼いたしました。元年度の専決処分の中で歳入の地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税で、私 54 万と話したようなのですけれども、正確には 64 万 8,000 円の減額でありますので、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般 4 ページ。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 民生費の社会福祉総務費の中で、消費税の税率の改正によって元年度にプレミアム付商品券事業を行って、今回その結果で 297 万 6,000 円の減額になったのですけれども、この事業、どのような結果でこのような減額が生じたのか、その内容について説明を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

本事業は、昨年の 10 月から行われました消費税の増税に対しまして、低所得者や子育て世帯に対する消費に与える影響を緩和するために国の制度として行われたものでございます。この商品券につきましては、例を挙げますと 5,000 円分の商品券を買う場合に 1,000 円分のプレミアム分がつくということで、その分消費者にとっては有利に購入ができるというものでございます。こちらのほうにつきましては、当初この事業を行うに当たりまして、そのプレミアム分の金額について、その積算といたしましては、非課税者世帯につきましてはおおむね 688 名という積算においてこの金額を計上したわけではありますが、その引換券の申請率でございます。そちらにつきましては、なかなか上がらず、結果としては 28.3%

という結果になっております。この商品券の引換率というのが一般的に国のほうからも示されております、この商品券が使われている指標ということでこの数値でご説明させていただきますが、その分析といたしましては全国的な同じような状況がありますが、やはりどうしても購入できる施設、事業者の多い都市部のほうでこの率が高かったというような状況がございます。なかなか地方都市ではやはり 20%から 30%台という状況が多かったということでございます。こちらのほうにつきましても広報等で毎月利用促進について周知をいたしましたし、あと 1 月末にはまだ引換券の申請をしていない方に対する個別のダイレクトメールも送りまして周知、喚起を図りましたが、残念ながら以上のような結果となったということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 5 ページ。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 衛生費のじんかい処理費、清掃費についてお尋ねしたいと思えますけれども、これは西いぶり広域連合の負担金の減になっておりますけれども、壮瞥町で 322 万という減額です。これが生じたのは、ごみの量の排出量が少なくなったためか、それとも西いぶり広域連合の事業を計画したのをやめて、壮瞥町が 322 万の減になったのか。この減になった要因、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

こちらにつきまして内容を調査いたしました、ごみの量につきましてはおおむね予定していた量であったということで、その変動についてはほぼ影響はなかったということでございます。調査いたしましたところ、広域連合で西胆振環境に対してごみ処理を委託しておりますが、その委託費の中で特に燃料費が大きく下がったことによりまして全体的な各市、町の負担金が下がったということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 燃料費が下がったということでこのような、壮瞥町の負担金が 322 万ですけれども、そうしますと構成しているごみ焼却をやっている 2 市 3 町ですか、これ全体でどの程度の減額になったのか。これがもしも手元に資料があれば、説明願いたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

こちらの令和元年度の減額の総額につきましては、総額で約 5,990 万が総体で減額となったということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について。一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 3 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正及び第 2 表、繰越明許費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 33 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたし

ます。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 34 号 壮瞥町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 壮瞥町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 35 号 令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般 2 ページ。

8 番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 農林水産業費、農業振興費で108万の計上になってございます。これ先日全員協議会の中で説明を受けたところでございますけれども、4月30日の提案ということで12か月分見てございます。この12か月分ということになりますと、4月頭からの費用の分ということだと思うのですが、これ計上漏れということで理解してよろしいのか、その辺からまず伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ただいまの4月頭からの研修に対して計上漏れがあったのではないかとこの部分に関してお答えいたします。

本貸付金は、農業研修をされる方に対して支払われるわけなのですが、その過程で支払っていかどうかという部分の審査を3月に行っておりまして、認定審査会で認定されてからの支払いが決まるわけですが、そのときに提出された研修計画が4月1日からという部分でありまして、それで今回の提案ということになりました。なので、計上漏れというわけではないのですが、ただ4月から既に研修が始まっている方への貸付けということでですので、今後なるべく迅速な対応ができるように対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 多分これまず3月に新規就農としての認定をしていると思うのですが、認定する行為と貸付けを起こす行為というのは基本的には別行為なのです。ですから、認定は3月にしたということで、その時点で就農計画書が出ていけばその中で貸付金を起こすということは多分計画されていたと思うのです。ですから、本来であれば、仮に新規就農があったとしてもその人に貸すか貸さないかというのはまた別の段階で判断されるものだから、これは今回、今日の議決があって初めて貸付けがされるかされないかということではなくて、さらには貸付けを起こす審査を行って、貸付けするかどうか。これまでに決定しているというのは、新規就農としての適用要件、新規就農者として認定しましたよということは多分決まっていたと思うのですが、そういうことだと思うのです。多分、どちらにしてもこれ予算、新規就農という形で来られる方については貸付け要件が合えば、それは特に異議申し上げるところではないのですけれども、ただ先般の説明の中で家族と共に伊達市に移住されて、単身で町内に居住、そして町内で野菜類の栽培技術の研修を積むということで説明あったのですけれども、問題は、一番懸念されるのが最終的には町内に定住していただく、就農して定住していただくということがこれ本来の目的でしょうから、期待外れになる危険性はないかということがまず一番心配なのです。ですから、その辺についての認識と、それとあと私条例から規則、さらには事務要領もちょっと見たのですけれども、就農開始から貸付けされるまでの、貸付け実行されるまでの仕組みがどうもいまいち分かりづらい。というのは、貸付けの決定を行うのが原則として7月、10月、1月、年3回行うということで規定されて、これ取扱い要領の中でそうなっているのですけ

れども、これがどういう形で貸付け実行されるかという、この２点についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） まず、今回の新規就農者の方、希望される方が将来的に壮瞥町に定住していただけるかどうかという部分なのですが、この方はもともと山梨県のほうに住まわっていて、北海道でブドウ栽培してワインを造りたいというところであちこち場所を探していた中で、たまたま伊達市さんで先にちょっと家を購入されてしまったという部分で伊達にご家族を含めて住まわれているところでして、それが１年ほど前から壮瞥町内の農家さんの下で雇用就農といいますか、働いていた中で、大変壮瞥町を気に入ったというところで、ぜひ壮瞥町内でブドウ栽培して、ワインの醸造までをやりたいのだという部分に関しましては、非常に強い意志があるのではないかとこのところを事前の面談等通して担当者も感じているところでして、当然就農計画、研修計画を出していただいた中でその辺に関してもはっきりと明記されておりまして、今回の就農支援協議会による就農者認定審査会の中では、協議会の会員は壮瞥町農業委員会、とうや湖農業協同組合、胆振農業改良普及センターと指導農業士代表の方という方々で構成されている中で審査を行って決定しておりますので、その辺の手続きも特に問題なく、各機関からも同意も得られているというところで今回の認定へととなった次第であります。

もう一点の条例規則、要領による交付決定までの流れなのですが、これはあくまでも事務要領でございまして、貸付金の支払いの対象は提出された研修期間に対して支払われるものであって、７月に決定したからといって７月以降の分しか支払わないというものではなくて、あくまでも研修計画に記されている研修期間、今回の場合は４月から３月ということになりますので、それらの期間を対象として貸付けをするものであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は１１時１０分といたします。

休憩 午前１１時０１分

再開 午前１１時１０分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

８番、森太郎君。

○８番（森 太郎君） 町内に就農者といいますか、定住が増える可能性があることについて私も大歓迎でございますので、問題は、一番最初に言ったように、期待外れになることを一番恐れているわけでございますので、その方が町内に住み続けて、多分貸付金については５年経過すれば返済免除という規定もあるはずなので、その辺も含めて町のほうには対応を慎重にさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 私から答弁させていただきます。

まず、今回森議員との議論の中でいろいろ気づいたことがありまして、まず予算措置と
か手続開始の時期なのですから、やはりご指摘のとおり、行政の事務手続としまして
は事業ごとの予算があり、その申請に基づき審査しとかという手順がございます。そして、
支出負担行為をしてとかと、そして決定していくという認識で、今回は予算がちょっと欠
如しているというところがあって、4月にしたのでありますが、本来であれば4月から研
修を開始するものについて、そして特に貸付け決定が必要なものについては、当初の段階
から措置するというのがやっぱりいいのかなというふうに今思っていました。そういうふ
うに予算措置する段階でよく議論をし、判断すべきだったなというところはちょっと反省
してございます。担当課におきまして、先ほど説明しましたように、非常に真面目に慎重
に審査してきているということをご理解いただけるかと思います。ただ、当初予算の編成
時点でやっぱり議案の締切り等いろいろ手順がございまして、その段階でまだまだ担当と
しては協議の端についたばかりだったということで、このような予算計上になってしまっ
たのかなとちょっと補足させていただきます。ご指摘を聞いて、非常に反省していますので、
担い手の育成確保というのはやっぱり施策の肝でございますので、積極的な提案もあって
いいのかなというところもございますので、今後事務処理なんかも工夫していきたいなど。
予算と手続にそごのないように進めていかなければならないなと思っています。

それから、事務手続なんかも見ていますと、先ほどおっしゃったとおり、少し分かりに
くいところもありますので、一問一答で整理するなどやっぱり手続が透明性を持って公平
性にやれるような形で整理していきたいな、精査していきたいなというふうに考えていま
す。

それから、担い手が地域に残ってという、それは大前提でございます。私もこれまで経
験した中では、地域の中で新規就農者が独り立ちできるかというのは、私が思うところは
やはり大部分は本人様の資質によるところが多いのではないかなというふうにも感じてい
ます。技術や知識の習得意欲とかやる気だとか吸収力とか理解力とか、それから自己管理
力とか協調性とかいろいろ努力とか、一般的な社会人としては当たり前のことかもしれま
せんけれども、そういうのが大事だと思っています。それから、それに次いで大事なのが
地域の受入れ態勢だと思います。せっかくやる気である方がいろんなしがらみでへこんで
しまう事例、私もよく見てございます。地域の中で支援制度以上にやはり地域の方々が受
け入れて、育てて、新規就農者が経営者となるようにみんなで磨き上げるという受入れ態
勢も重要なのかなと思っていますので、その辺は私どももすごく気をつけながら指導して
いきたいなと思っています。

それから、本人様からは定住してということは強く私たちも言っています。これからは
事あるごとにやっぱり地域の中で、将来的にはご家族もこちらに来ていただいてというふ
うに考えてございますので、そういったことも私自らがご指導するなりして、地域の中
でいい生産者として育てていくように地域の農業者の皆様にもいろいろお願いしていくと思
いますし、本人に対しても心がけをいろいろしていきたいと思っていますので、何とぞご理解

していただければと思います。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 今の副町長のお話を聞いて、この前もちょっと気になっていたのですが、地域との親密を持つとか理解を求めるというお話の中で今あったことを考えて、先月に配付していただいたあの中でA氏と書いてあります。それから、農業の受入れのところの農家も書いてありません。そのA氏という名前が出てこないのはあまりにも、個人の情報、秘密情報でしたっけ。何か言葉ちょっと違うと思います。それもちょうと意識し過ぎるのかなと。名前くらいは出てもいいのではないかなと思うのですが、いかがなのでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

ただいま新規就農希望者の方の実名を公表してもよろしいのではないかというような趣旨のご質問だと思うのですが、なかなかこういう公の場ではやっぱり個人情報の問題ございまして、申し上げることはできないかなと考えております。ただ、個別にもしあれであればその辺はある程度は提供できるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 個人情報保護の観点からいくと今のようなお答えになるのかと思いますけれども、ちょっと正直この間の協議会でも私どもで具体的に出したほうがいいかなというふうに迷ったところもございます。少なくとも全員協議会、議員協議会レベルでは公表していきたいと思ひますし、もう一つ、今日の議論を踏まえてですけれども、今後出していくときにはそういう地域で逆に今度受け入れてもらわなければならないので、積極的な情報共有というか、そういう形で農業者さんとかの集まりがあったときにはこういう方が来るのでよろしくというような形で進めていきたいなと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般3ページ。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私は、新型コロナウイルス感染症衛生対策費並びに新型コロナウイルス感染症経済対策についてお伺いしたいと思います。

これは、先般、先ほどもお話しいただいた全員協議会で我々議員は説明をいただいたのですが、ほかの方は分からない部分もあるものですから、そこでちょっと確認のため質問したいと思います。まず初めに、感染症防止緊急対策事業、これについての事業内容と具体的な説明、また経済対策費の中で商工業振興対策緊急対策事業、この件についても内容説明とその受付、また取扱いについてお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君）　ご答弁申し上げます。

まず、私のほうから１点目の感染症防止緊急対策事業について、概要についてご説明いたします。先ほど副町長からの提案理由にもありましたとおり、コロナウイルスの感染拡大がなかなか終息に向かわない中、壮瞥町内においても町ですとか、あるいは特に医療機関、それから老人介護の福祉施設等、一致協力してこの感染防止対策に取り組む必要があるのではないかとということでの事業を行いたいということでございます。大きくは２つありまして、１つは衛生資材を整備するというものでございまして、主にマスク、消毒液、それから非接触型の体温計でございます。まず、こちらにつきましては町の役場ですとか、それから小学校、中学校、高校、それから保育所、こういった主要機関に備える衛生対策品として購入するものでありまして、マスクにつきましては総計おおよそ６万枚、それから消毒液 18 リットルものを 40 個、体温計については 40 個、こういうものを備えて、いざというときに備えるというような対策でございます。

もう一つにつきましては、衛生資材等の購入補助金ということで、特に健康状態が思わしくない方ですとか高齢者等の弱者のいる施設、町内の医療機関ですとか老人介護の施設、それから障害者福祉施設等に先ほど申し上げましたマスクや消毒液といった衛生資材の購入費等の一部に役立てていただきたいということで、一定の定額補助を考えております。こちら町内に 8 施設想定しておりまして、総額で 240 万円の補助額を予定しております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君）　答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君）　私のほうからご答弁申し上げます。

商工業振興対策ということで、新型コロナウイルスの感染拡大防止の目的と、それから経済的に打撃を受けておられる商工事業者様への支援ということが大きな柱としての事業でございまして、中身につきましてはそういった今回のコロナ禍によりまして商工会からも要望が出ておりましたことを受けまして、町のほうで緊急対策費として計上したものでございます。これは、補助金として町が商工会に先ほど申し上げた目的として助成事業を行うということでございます。感染防止対策を推進するため商工会の会員等が行う対策等への支援が 1 つ、それから 2 つ目は事業継続と経営安定に必要とされる支援でございます。それから、3 つ目としましては商工会の組織体制の強化に資する事業として行うこと、その他の事業への支援ということで合計 4 つを補助対象事業といたしております。時期としましては、連休明け、速やかに商工会に補助金を出しまして、商工会員、それから商工会に加入されていない中小商工事業者の方でも補助を、助成を行っていただくということでございます。法人会員と個人会員がいらっしゃいますので、法人に関しては基本 20 万円、個人事業者に対しては 15 万円、商工会に加入されていない方は 5 万円、こちらをまず基本として助成していただくということです。これは、主に感染症予防対策とか、そういったもろもろの経費に充てていただくことを目的といたしております。

さらに、２段階目といたしましては、やはり観光、それから飲食店を中心に大幅に売上

げが落ちておられる方に対しましては、1月から5月までの前年度の実績に比べまして、その比率に応じましてさらに追加で支援を、加算補助を行うというものでございまして、法人にあっては前年売上げが20%以上から50%未満まで1か月、単月の比較で落ちた方に対しては5万円、それから個人事業所も同じでございます。なお、50%以上の減となった法人、個人事業主に対しては10万円の加算を行うということです。こうした取組を商工会のほうにお願いをいたしまして、その事務取扱についての事務費を含んでのものでございます。助成開始時期については、商工会との打合せですが、連休明けに即周知を行いまして、早ければ5月中旬、できる限り5月中には助成を行っていただくというようなことで打合せを進めております。なお、これは6月30日までの申込みということで、商工会会員にこれから周知を行う。商工会加入以外の方につきましては、町のほうの広報等でお知らせをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ちょっと補足させていただきます。商工会員以外の方の加入に関しましては、いろいろ条件がございまして、まず商工会に6月30日までに加入していただくということが大前提でございます。それから、昨年度に実際開業している、開業届であるとか飲食店の許可書であるとかのいずれかの証明書類等の提出が必要ということになります。売上げ減少についての加算補助につきましては、商工会員以外の方については対象外となっていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 確認なのですが、今聞き取れなかった部分がありましたので、今、後者の商工会に関連した質問なのですが、加算の補助額、説明の中では令和2年1月から5月の売上高の前年比、これはトータルでしょうか、それとも、先ほど何かちょっと聞き取れなかった部分なので、単独月でその中で減少されたときに該当した場合にこういう加算補助が受けられるのか、その点だけ伺いしておきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

ちょっと説明不足でございましたが、一月当たりの売上げ、単月で見ますので、ほとんど1月とかはあまり影響が出ていない方もいますけれども、外出自粛によりゴールデンウィークの売上げがひどく落ち込む事業者さんもいらっしゃいますので、それらの、事業者さんによっていろんな事情は違いますので、そこは単月ということでご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 今やり取りもございましたし、また先日全員協議会の際でもいろいろなやり取りがございました。先ほどの町長の発言の中にもこの難局を心、目的を町民と一つにして乗り越えていくという決意の表明もございました。中身についても町内あまねく衛生面の予防、防止対策と、それから経済的なダメージを受けた業者に対するスポッ

トを当てた商工業者支援対策という2つの中身でありました。ぜひ当初の目的どおり町内に浸透して、この難局を乗り越えていければというふうに期待するところでもあります、以前にも申し上げましたとおり、絞りまして、商工観光業者さんの立場で発言をさせてもらいますと、やはり不安が解消、当たり前ですけれども、払拭されていない、この先も不安続きであると。それと、情報量の少ないと申しますか、言い方変ですが、情報はあのだけけれども、それをきちんとそしゃく、自分自身で理解して、その次の決断ができないようなところでもがいている複数の方もいらっしゃる。当然観光に関して言えば全くひどい状況でありますから、ここで申し述べる必要もないことでもありますけれども、ある意味大手であれば従業員の方を継続雇用するために臨時雇用調整交付金でしたでしょうか、ちょっと名前、名称は変ですけれども、そういった手をされたり、店は閉めるけれども、継続、休眠状態でいらっしゃる経営者もあれば、店開けているけれども、要するに家族経営で、開けることに、要は自分たちの給与分を我慢すれば何とかなるとということだけでも、開ければ、経営すればするほど経常経費にお金がかかっていく、そして収入がないという状況の中で、やはり不安の声が本当に強く感じます。それで、町単独の商工会を窓口とした支援、それ分かりますし、また国、道の支援策もあるわけですけれども、先ほど言いましたように、そしゃくといいますか、情報を自分で理解して、次のステップにつなげる、行動につなげることも足踏みしている方が随分いるということ、ちょっと表現変ですけれども。どうなるのだろうという期待の目だけ行政、議会に向けているという、実はそういう方もいるわけでありまして、何が言いたいかと申しますと、早い、即対応も必要でありますけれども、それは商工会を窓口とすることも理解しますし、商工会に対して支援、商工会が窓口となって支援策を説明、そして支援申請手続も含めてしていただくということになるかもしれませんが、商工会自身も限られた事業でございますし、また議会といいますか、行政、役場に対する視線ということもあります。先ほど言ったように、町長の言葉を借りたら、住民、町民と目的、心をつにしてこの難局を乗り切ろうということでもあります。ぜひその施策がきちんと伝わって、なおかつ支援につながると、そういうものに、商工会に窓口を振ったので、商工会を支援して町が終わるのでなくて、一緒になって、同じ目線でどうか進めていただきたいと。長くなりましたけれども、それを強く感じるわけで、このことがやはり、そういった姿勢をすることが非常に心強い、実はメンタルの部分で一番、人間もそうですけれども、大きな部分ではあるのです、額の多寡にかかわらず。それをぜひお願いしたい。ですから、そういった意味では、商工会さんともそうなのですけれども、時期の話が今担当課長からありましたけれども、スケジュールをもう一度確認したいのは、いつ頃情報をまとめて、どのような形で説明をし、どのように伝えて、例えば申請とか助成の手続の際にはフォローをどのようにしていくということまで、その予定があれば言葉に出して聞きたいということを、いわば代弁ではないですけれども、業者に代わってお聞きしたいということでもあります。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君）　ご答弁申し上げます。

新型コロナの対策ということで、特に観光を中心とした飲食店さんを含めた事業者さんは不安を感じておられるということは、私自身も町内回らせていただきまして、ひしひしと肌で感じているところでございます。逆に申し上げますと、不安の言葉ばかりが、聞き役というような形で回っているようなところもあるのですが、私どもにできることとしては、議員ご指摘のとおり、正確な情報の周知、それから分かりやすさ、それから寄り添って制度とか内容についてご説明を申し上げて、理解を深めていくというような取組が最も大切ではないかと。それが町民の方と向き合う、不安を少しでも和らげてあげるとということが重要だというふうに認識してございます。先般全員協議会でもご指摘いただいたような分かりづらさという部分を解消するために広報では横断的な、商工に限らず、今回のコロナによるいろんな支援策について分かりやすく住民福祉課のほうで取りまとめていただいて、周知をさせていただくことになっていきますし、またこの緊急の経済対策につきましては窓口は商工会ということではなくて、商工観光課も窓口であるということも周知してまいる予定でございます。先ほど寄り添ってというお話をしましたけれども、今回商工会さんもチラシをまいて回っておられますけれども、むしろどこどこにまだ説明をしていないとか会っていないというような部分は商工会で綿密に打合せしまして、こちらがカバーしてご説明に行ったり、そのあたりは比較的連携は取れてできているのではないかと自負しているところもございますが、問題なのは、ご指摘のとおり、これから先でございまして、一度助成金が当たってそれで終わりということではなくて、これがいつまで続くかということが一番の敵だというふうに思っていますので、そこはしっかり職務として伴走してあげると。商工会は伴走型支援事業というのをやっていますけれども、町もそこにまたさらに寄り添って、方向を指し示すところまでは難しいかもしれませんが、一緒に悩みながらいろんな事業について進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（長内伸一君）　２番、松本勉君。

○２番（松本　勉君）　了解いたしました。そういった対応をぜひお願い申し上げたいと思うのですが、議長のお許しをいただいて、議題と関連があると思って発言しますけれども、関連で質問したいと思いますが、町長に要請といいますか、勝手な期待を込めてお願いしたいことあるのですけれども、中身は詳しく知りませんが、竹中町長が、むかわ町長です。かなり前だと思うのですけれども、コロナ対策、新聞しか知りませんが、町民にメッセージを送られた。応援メッセージなのか。ただ、具体的な施策や何かはまだまだ固まっていない時期だと思うのですけれども、勇気づけられたというような反応とか、たまたまＳＮＳ系の情報なんか見ますと、そういったことも載っていたりするのですが、先ほど、何回も使わせてもらっていますけれども、町長が冒頭で議案説明の中でこの難局を町民と目的と心をつにして乗り越えていくという決意、この議会も中継されて、ユーチューブでしたか、インターネット上で見られるということもございますけれども、

広報、紙面でも当然届くのでしょうけれども、いろんな形で住民に対してそういう強いメッセージを発信するということは本当に重要ではないかと私考えておりまして、たまたまこういう議会でも担当課長さんや副町長さん発言されますけれども、町長から改めてということは当然ないわけでありますけれども、そういった機会をぜひつくられたどうなのだろう。それは、いろんな意味で強い町民に対するメッセージにもなるし、非常に心強い応援になるのではないかと、心に響くのではないかとという期待を込めて拙い提案させてもらっているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からご答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、先ほど商工観光課長との答弁のやり取り、答弁の中でございますけれども、状況の把握につきましてはこれまで担当課から報告をいただいているところにつきましては、町内事業者の皆さんに面談ですとか聞き取り、きめ細かく情報の提供と聞き取りを行ってもらいたいという私ども理事者の指示によりまして、担当課では3月から4月まで延べ27件の事業者の皆さんと支援策に関する情報提供を行ったり、的確な情報の把握を行っております。また、近隣市町の商工会などとは延べ12件、計40件近く、39件、時間数にすると40時間以上を費やして対応と調整に担当課で当たってもらっております。こうした中からどのような方策が町として、国の施策がたくさん出てきております。それも4月上旬に発表されて出てきているものに対してやはり迅速な対応が必要だということで、まず我々が取り組まなければいけないのは、そうした国の政策に基づく事務事業をしっかりと迅速に行っていくこと、そしてそれを補完するための町の独自の、今日提案しているような施策をしっかりと、まず政策をつくって行っていくことが大切なのではないかなと、このように私なりに思っており、メッセージの話はありますけれども、メッセージも併せて今後いろんな制度が出てきている中で町内実態を踏まえながらしっかりと町民の皆さんに理事者として届けていきたいと、このように思っておりまして、5月号の広報では、まだ編集作業しているようなところですが、メッセージと共に町独自の施策並びに国の出てきている施策について、職員が本当に時間を費やして、なかなか分かりやすい内容になっているかどうかというのは判断は皆さん、お手元に取りられてからだと思いますが、特集のように組ませていただいて、メッセージと共にお届けすることになっております。今後も、先ほど冒頭で、特に臨時会ではありましたけれども、冒頭5分程度私のほうから今回のコロナウイルス対策に関する基本的な対応の状況と基本的な姿勢について議員の皆さんにまずご説明を申し上げたところでございますけれども、そこにもありましたとおり、この難局をやはり乗り越えていくために国の支援策を迅速に対応していくということと町単独で実施します生活支援と緊急経済対策を実施をして乗り越えていきたい、取り組んでいきたいというふうに思っております。今までの経験したことのない極めて異例な危機と捉えて、町民の皆様が町と目的と心をつにしてこの難局を乗り越えていくために努めていきたいと思っておりますので、皆様方におかれましてもご理解、ご協力を賜りたいと、

このように思っているところであります。また、我々もアンテナを張って国、道の関係機関からの情報収集と住民の皆様にとってどのような施策がいいかということを考えていきたいと思っておりますし、どうぞ議会の皆様方にも住民の皆様の声ということでどんどん我々のほうに届けていただければ幸いかなと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今いろいろこの新型コロナ対策、これについての質疑、答弁がありましたけれども、私のほうから会計年度任用職員の報酬、また時間外勤務手当等について私なりの考えを述べてみたいと思います。

今回配付されました資料によりますと、会計年度任用職員報酬が461万7,000円計上されて、別表で添付されている表では8名の任用を予定しているというような表が添付されております。そこで、このコロナでいろいろと職を失った方だとか、また変則的ではありませんけれども、大学を卒業して、就職決まっているのだけれども、このような状況の中で自宅待機されている方、また高校卒業して一般企業に勤めようとしてもやはり自宅待機を強いられている方も町内にいらっしゃるのではないかと思うのです。ですから、そういう方々も含めて会計年度任用職員、予定では8名だそうです。1人当たりになると57万程度になるのでないかと思っておりますけれども、そういう方々にも手を差し伸べてやる必要があるのかな。また、時間外勤務手当が303万9,000円計上されております。今私手元に資料ありませんけれども、2年度の給与費の中で時間外手当が約1,000万あったと思うのです。そして、今回303万で、この303万の時間外手当は任用の方でなくて、一般職といいますか、その方々に、働いた方々に支払われる金額だと思います。そういう中で、やはり多い、少ないは別にしても働き方改革とこの時間外勤務、この兼ね合いというのがすごく難しくなってくるのではないかな、そういうこと考えますので、例えばコロナウイルスのことに關してやるとなったら、議員協議会の中で何課はどこどこという役割分担はあったけれども、特に重点的に取り組む課のところには私は今までそういう福祉だとかいろんなことに経験のある職員を、短期間であるけれども、併任した形でそこに張りつけるなどして、そして効率的な行政運営をぜひやっていただきたい。私なりに考えたことですが、そのようなことも考えていただければ、町民に寄り添った町行政がなされるのではないかな、そのようなこと考えております。

もう一点ありますけれども、今回特別定額給付金2億5,000万、1人10万です。これについてもやはり、道内で一番早いのは上川管内のある町だったと思っておりますけれども、臨時議会を早く開催して、既に町民の方々に案内行って、この連休明けに振り込まれるのではない、そういう手はずです。ですから、そういうニュースを町民の皆さんが見ていて、壮瞥はいつなのだと、どのような形でなされるのかということをややはり期待等持っているのではないかと思います。そういう面で、この10万円の特別給付、これについてどのような日程で今考えて、町民の皆さんに郵送して、それが返事もらってというような手はずあると思

いますけれども、どのような日程を組んでいるかについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 佐藤議員のご質問、ご意見等に対してご答弁申し上げます。

まず、1点目の人件費に関する部分でございますが、今までいろんな議論の中で町内でいろいろな雇用の関係で苦勞をされている方が多いということで認識しております。ただ、この事業、ちょっと国の特別定額給付金についての予算措置ということになりますので、その制度の範囲内ということになるとは思いますが、いろんな状況鑑みまして、なるべくそういう方の状況ご配慮しながら採用したいと思っております。一応5月1日のお知らせに掲載いたしまして、中旬頃までに申込みをいただくという形にしておりますので、いろんな弾力的な運用を考えていきたいと思っております。

それから、もう一つ、特別定額給付金のこれからのスケジュールでございますが、いろいろ報道等で皆さん御覧になっているかと思いますが、もう既にいろいろな申請書の受付開始しているところもございます。本町といたしましては、この給付のシステムの関係で室蘭市、伊達市、登別市と足並みをそろえてやっている部分がありまして、若干の遅れはございますが、今想定しておりますスケジュール的には、連休明けの8日あたりには全世帯に対しまして申請書の発送を考えております。それで、郵便につきましては遅くとも翌週の月曜日には、11日にはお手元に届くのではないかと。11日付で正式に申請受付を開始したいと考えております。その受付開始後、その日に入力業務を行っていきまして、最短では何とかその週の14日か15日、いわゆる5月の中旬あたりから給付を開始できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 若干補足させていただきます。

議員の質問の中で人件費の使い方についてご質問がありましたけれども、まさに同じ考えを私ども理事者のほうでしていきまして、そういう指示の下に町内でやむを得ず休業されている方、それから大学生等でアルバイトがなかなかできなくてとかという方もいらっしゃいますし、待機がかかっている方もいらっしゃると思いますので、そういう方々も含めて優先的に雇用することを考えて、人件費措置をしています。それから、短期間で集中して事務をしなければならないということで、一定程度のチーム編成みたいなものも考えていますけれども、そういった方々への、当然時間外も働き方改革とはいっても、町民のためにやるべきことは短い期間にやらねばならないと考えていますので、時間外もつけさせていただいて、緊急的にすぐ速やかに処理できるように時間外も設置したということでございます。

それから、事務手続なのですけれども、担当課長のほうから広域連合のシステムでとい

うことでした。広域連合のシステムに従っていくと、結構支出事務が遅くなることも想定されますので、私どもの指示としましては広域連合のシステムを使いつつ前半のときは旧会計システムという、普通の支出事務も使いながら速やかに対応していくようなことも考えていまして、それでいくと第2週の14日ぐらいには第1報で出せるのではないかと考えております。いずれにしても、可及的速やかに仕事を進めるように体制も取って、町民の方々に発出しますし、それからもしお困りのことがあったらどんどん言っていただければ、直接手続のほうもお手伝いする体制もできるのでないかと思いますので、町民の方々に皆様からも何かあればとにかく役場に言えというふうに言っていただければありがたいと思います。何とか速やかにお金が手元に届くように対応してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 町の取組の状況は分かりましたけれども、やはりできるだけ速やかにこの事務が進むことを私は期待したいなと思います。

そこで、まだどんな様式でということで一応ホームページなどでは見ておりますけれども、やはり正式に書類となると間違っではいけない、ここが抜けたら困るだとか、いろんな記入があると思うのです。例えば何か、家族構想、3人いれば3人の名前があって、右のほうにまた同じような欄があって、そこに受け取らない人の名前書くだとかありますよね。それから、下のほうには口座番号、だからこことここは必ず書いてくださいというような様式の例なども分かりやすく添付していただくと、郵送して、役場で受け取って、開いてみて、間違っているところないような形で町民の皆さんが見て分かりやすい、間違わないような方法をぜひやっていただきたい。どんどん、どんどん高齢化しております。私たちの自治会でも本当に高齢化して、近所の人を手を差し伸べなければならないような家庭も増えているのです。そういう方々にも理解していただくような方策を今回ぜひ実践していただきたいな、そういう要望を添えて、質問を終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

佐藤議員おっしゃるように、こういった行政からの申請書類というのはやはり分かりにくいというのが通説でございますので、その対策といたしまして、議員おっしゃったように、申請書の封筒の中にはなるべく分かりやすい記入、記載例をお入れして郵送をかけたと思っております。それからさらに、お年寄りなどではなかなかそういう記入例があっても書けないという方もいらっしゃるかと思いますので、保健センターの職員、常々お年寄りとコミュニケーション取っておりますので、そういった職員からもサポートしてあげて、なるべく速やかな申請業務、受付ができるように心がけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうから商工会への補助金のことでちょっとお聞きしたいの

ですけれども、今回商工会の緊急対策事業で2,200万上げておりますが、このたびの新型コロナウイルスはいつ収まるか分からない見通しでして、また最近札幌でも特に増えております。ここら辺でいいますと、伊達から比べますと壮瞥町、洞爺湖温泉のほうの商業の方というのはどちらかというと地域外から来るお客さんが多いわけで、そうすると今移動規制されているから、伊達でも一部デリバリーとかやっていますけれども、そういうことやってもこちらの業者というのはなかなかそういうお客さんが増えない。その中で今回補助するわけですけれども、これが長引くことになると、今後改めてまたこのような補助を行っていくのかどうか、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 今コロナウイルス対策も、昨日の国会等のやり取りの中ですとか非公式の場での有識者会議の中でも緊急事態宣言が5月6日までには終息、終わらないのではないかとということもあり、それ以上に長期化もするのではないかと、その際の今後の商工業振興についてのお尋ねだったと思いますけれども、長期的な展望に立って、やはり長期化が免れないだろうと、そういうことも十分考慮しながら、今後、今回の措置についてはまず第1弾ということでありますので、第2弾、第3弾、ないことを願いながらも必要と考えられることについては状況判断をし、措置をしていきたいと、このように思っておりますが、現段階ではこれでご理解をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 我が町でも小学校、中学校、高校、休校処置を取っていると思います。テレビなんかの報道でもいろいろインターネットを使った授業を再開しているところもあるかと聞きますが、当町では子供の学力、それから体力、それから健康維持するためにどういう対応を取っているのかをお聞かせください。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

議員質問のとおり、各家庭では児童生徒の学習に遅れがないかご心配のことと思います。町内学校におかれましては、今回の臨時休業におきまして児童生徒が自宅で学習ができるよう指導計画を踏まえながら事前に家庭学習の課題を準備し、配付するなどして対応しているところです。また、北海道教育委員会では各学校が家庭学習を促す際に参考となる資料としてどさんこ学び応援サイトを道教委のウェブサイトに掲載し、そのコンテンツを学校の課題や家庭での学習に活用できる仕組みなどしていることなど、道教委としても児童生徒の家庭学習を行うことができる環境づくりを実施しているところであります。また、各家庭での状況、生活におきましては、児童生徒の家庭に各学校の担任が定期的に電話等で連絡するなどして健康の様子、それから家庭学習の様子を確認しているということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について。一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 36 号 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 2 年壮瞥町議会第 3 回臨時会を閉会いたします。

（午後 0 時 0 3 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員